

『ワーク・ライフ・バランス実現のための支援策について知りたい』

労働時間等設定改善推進助成金～中小企業団体向け～

中小企業団体が傘下の事業場に対して、年次有給休暇の取得促進、所定外労働の削減、その他労働時間等の設定の改善(※)に向けた事業を実施した際に、その費用の一部を助成します。

※ 労働時間等の設定の改善とは、労働時間、年次有給休暇等に関する事項について、労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応して、労働時間等をより良いものとしていくことをいいます。

対象となる方

傘下の事業主全体の2分の1以上が中小企業であり、労働時間等の設定の改善に向けた気運の醸成、傘下の事業場に対する啓発等の事業を効果的かつ適正に実施できる団体

支援内容

1 支給対象となる事業

支給対象となる事業は、労働時間等見直しガイドライン(※)に定められた、事業主が講ずべき労働時間等の設定の改善のための一般的な措置(取組事項)について、傘下の事業主の実施を推進するために団体が行う次のアからキの事業(推進事業)です。

★ア 方針策定等の事業

★イ 好事例の収集、普及啓発の事業

ウ セミナーの開催の事業

★エ 巡回指導等の事業

オ 重点的な指導が必要な事業場に対する個別指導の事業

カ 労働時間等の設定の改善に向けた取引先等との調整の事業

キ その他、労働時間等見直しガイドラインに定められた事項を推進するために必要と認められる事業

なお、推進事業を円滑に実施するために、推進事業の実施に関し中心的な役割を担う者として、「労働時間等設定改善推進員」を団体に配置することができます。

★ 必須の事項

※ 労働時間等見直しガイドライン(労働時間等設定改善指針)とは、事業主などが、労働時間等の設定を改善するに当たって、適切に対処するために必要な事項を定めたものです

2 取組事項と成果目標

(1) 必須の取り組み事項について

団体は傘下の事業主が実施する必須の取り組み事項のうち、2つ成果目標を設定し、その目標達成に向けて事業を実施します。

ア 実施体制の整備(労働時間等設定改善委員会をはじめとする労使協議機関の設置など)

イ 年次有給休暇を取得しやすい環境の整備

ウ 所定外労働時間の削減

○成果目標(2つ)の設定

(成果目標の例:

- ・傘下の事業主の労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数を1日以上増加させる
- ・傘下の事業主の労働者1人当たりの月間平均所定外労働時間数を1時間以上削減させるなど)

(2) 任意の取り組み事項

- ア 労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間等の設定
- イ 労働時間の管理の適正化
- ウ ワークシェアリング、在宅勤務、テレワーク等の活用
- エ 特に配慮を必要とする労働者についての取組
 - ・特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者に係る取組
 - ・子の養育又は家族の介護を行う労働者に係る取組
 - ・妊娠中及び出産後の女性労働者に係る取組
 - ・単身赴任者に係る取組
 - ・自発的な職業能力開発を図る労働者に係る取組
 - ・地域活動等を行う労働者に係る取組
 - ・その他特に配慮を必要とする労働者に係る取組

- 3 支給額 ～事業の実施に要した経費の一部を、目標達成の状況に応じて支給します
 推進事業の実施に要した経費のうち、謝金、旅費、借損料、会議費、通信運搬費、雑役務費、印刷製本費、消耗品費及び委託費を助成対象の経費とし、その合計額(上限400万円)に次の表の割合を乗じた額を助成します。

成果目標の達成状況	補助率
2つとも達成	3 / 3
どちらか一方を達成	2 / 3
どちらも未達成	1 / 3

ご利用方法

- (1) 「労働時間等設定改善推進助成金事業実施承認申請書」を計画書等の必要書類とともに都道府県労働局労働基準部監督課(東京局、愛知局、大阪局は労働時間課)に提出し、事業実施の承認を受けます。締切は7月末日です(※)。

※ 受付開始の時期については、都道府県労働局にお問い合わせください。

- (2) 提出した計画に沿って取組を実施した後、労働局に支給申請を行います。締切は2月末日です。

お問い合わせ先

最寄りの都道府県労働局労働基準部監督課又は労働時間課

詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局におたずねください。

労働局の所在地一覧は以下のURLをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>